

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

準備書面(第2)

2005(平成17)年10月28日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 菅野泰

同 廣瀬理夫

同 中丸素明

同 有坂修一

同 井出達希

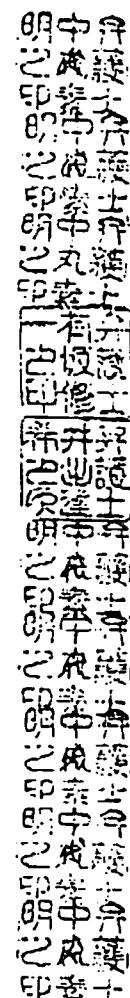
同 植竹和弘

同 拝師徳彦

同 及川智志

同 烏田亮

同 山口仁



第1 被告準備書面(1)から(3)に対する認否・反論

1 被告準備書面(1)に対する認否・反論

- (1) 第1項は認める。
- (2) 第2項は、「都市化と工業化の進展に伴い都市用水の需要増が見込まれる社会情勢」であることなど水需要量が増加しているとする点、そのために大型ダムの建設が必要だとする点は否認し、その余は概ね認める。
- (3) 第3項は、ハッ場ダム建設事業の目的として、洪水調節、流水の正常な機能の維持、都市用水の補給が掲げられていることは認めるが、それらの目的のもとにハッ場ダム建設事業の必要があることは争う。
- (4) 第4項は認める。
- (5) 第5項は、ハッ場ダム建設事業の必要性がないという趣旨で争う。
- (6) 第6項は認める。
- (7) 第7項は、公共事業一般論の話として認めるが、ハッ場ダム建設事業に公共事業としての有用性が認められる点は否認する。

2 被告の準備書面(2)-1に対する認否・反論

この書面は、「請求に趣旨に対する答弁」を補充したものであって、特に認否・反論の要を認めない。

被告の認否にあたって、いくつかの「留保」や「但書き」があるが、その内容は概ね認める。

3 被告の準備書面(3)に対する認否反論

- (1) 「第1の1」(治水に係わる費用の負担)について
 - ア 法令上の根拠及び内容については認める。
 - イ 千葉県の負担割合、負担額、負担金の総額については概ね認める(なお、精

査のうえ誤り等があれば反論することとする)。ただし、その必要性については争う。

(2) 「第1の2」(利水に係わる費用の負担)について

ア 法令上の根拠、「基本計画」・「水源地域整備計画」・「水特協定書」・「水特覚書」・「基金協定書」・「基金受益者覚書」の存在と内容は認める。

イ 千葉県・千葉県水道局・千葉県企業庁の負担割合、負担額、負担金の総額については概ね認める(なお精査のうえ誤り等があれば反論することとする)。ただし、その必要性は争う。

(3) 「第2」(ハッ場ダム建設事業に係わる費用負担の手続き)について

概ね認める。ただし、なお精査のうえ誤り等があれば反論することとする。

(4) 「第3の1」〔千葉県知事の治水にかかる負担金の支出(15.9.11～16.9.10)〕について

概ね認めるが、その支出の必要性については否認する。

但し、なお精査の上あやまり等があれば反論する。

(5) 「第3の2」〔千葉県水道局長の利水に関する負担金の支出について(15.9.11～6.9.10)〕について

概ね認めるが、その支出の必要性については否認する。

但し、なお精査の上あやまり等があれば反論する。

(6) 「第3の3」〔千葉県企業庁長の利水に関する負担金の支出について(15.9.11～6.9.10)〕について

概ね認めるが、その支出の必要性については否認する。

但し、なお精査の上あやまり等があれば反論する。

(7) 「第3の4」〔一般会計繰出金の支出について(15.9.11～6.9.10)〕について

概ね認めるが、その支出の必要性については否認する。

但し、なお精査の上あやまり等があれば反論する。

(8) 「第4の1」(治水に係る専決について)について

いずれも不知。

(9) 「第4の2」(利水に係る専決について)について

いずれも不知。

(10) 「第5」(水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業

の負担金について)について

争う。

第2 原告の主張

1 被告千葉県知事、同千葉県水道局長、同千葉県企業庁長らが負う財務会計法規上の義務について

(1) 被告千葉県知事が負う財務会計法規上の義務

ア 被告千葉県知事は当該普通公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負っている。(地方自治法138条の2)

そして、被告千葉県知事は、地方自治体の「財産」を法令等に基づき適正に管理する義務を負っている。(地方自治法237条以下)

イ 被告千葉県知事は、地方公共団体の財産を管理し財務会計上の行為(公金の支出)を行うにつき、次の法令を遵守する義務を負っている。

(ア) 地方財政法4条

「地方自治行政の基本原則」を定めた地方自治法2条14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定している。

この「最少の経費による最大の効果」の原則を予算執行の立場から表現し

た規定が地方財政法4条であり、同法4条1項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且最少の限度をこえて、これを支出してはならない」と規定している。地方公共団体の執行機関である被告千葉県知事が公金を支出するに際して上記法規を遵守する義務があることは当然のことである。

このことは、地方自治法2条16項において「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と規定し、同法138条の2において前述のとおり規定をしていることから明らかである。

(イ) 地方財政法3条

地方財政法3条2項は「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を補そくし、且つ、経済の現実に即応して、その収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」と規定している。

(ウ) 地方財政法8条

地方財政法8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない」と規定している。

(2) 被告千葉県水道局長、同千葉県企業庁長が負う財務会計法規上の義務

- 被告千葉県水道局長、同千葉県企業庁長は、地方公営企業法1条の目的を達成するために地方公営企業の経営に關し地方自治法、地方財政法の特例を規定している条項について地方公営企業法を遵守するとともに、その他のところにおいて地方自治法、地方財政法を遵守する義務を負う。(地方公営企業法6条)
- ↙ 被告千葉県水道局長、同千葉県企業庁長は財産を管理し、財務会計上の行為(公金の支出)を行うにつき、次の法令を遵守する義務を負っている。

(ア) 地方公営企業法3条等

地方公営企業法3条は経営の基本原則として「地方公営企業は、常に企業の経済性を發揮するとともにその本来の目的である公共の福祉を増進す

るよう運営されなければならない」と規定し、同法17法の2 2項は「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、・・・当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」と規定し、地方公営企業の経営において経済性（費用対効果）を極めて重視している。

- (イ) 地方財政法 4条
- (ウ) 地方財政法 3条
- (エ) 地方財政法 8条

2 被告千葉県知事の財務会計法規上の義務違反について

被告千葉県知事が、八ツ場ダムに関し河川法63条に基づく負担金を支出すること（支出命令を出すこと）の違法性

(1) 河川法59条の原則に対する例外として同法60条は、都道府県に対し、「その区域内における一級河川の管理に要する費用」すなわち区域内の河川管理設備の建設費用等の一定割合を負担すべきものとし、さらに同法63条は、「国土交通大臣が行なう河川管理により、同法60条1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都道府県以外の都道府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣はその受益の限度において、同項の規定により当該都道府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都道府県に負担させることができるもの」としている。

千葉県は、本件八ツ場ダムの建設により洪水防止（治水）上「著しい利益」を受けるものとされ、河川法63条に基づき、治水のための負担金支出義務を負担している。

(2) 訴状請求の原因第3項(1)、(3)同第5項、(2)等で原告らが主張しているところであるが、千葉県は、八ツ場ダム建設により、治水（洪水防止）上「著しい利益」を受けるものではない。（治水上全く利益がないことは、後に詳細に主張する）よって被告千葉県知事が、河川法63条1項に基づく負担金を支出することは、

被告知事が財務会計上公金支出をする際、遵守すべき地方財政法4条同法第3条、同法第8条に違反するものである。

3 被告千葉県水道局長、同千葉県企業庁長が財産管理を怠り、財務会計義務に違反していること

- (1) 被告千葉県水道局長、同千葉県企業庁長がハツ場ダムに関し、次の負担金を支出することの違法性
 - ① 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金
 - ② 水源地域対策特別措置法12条1項1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
 - ③ 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に基づく事業経費負担金
- (2) 被告千葉県水道局長、同千葉県企業庁長が国土交通大臣に対し、ハツ場ダム使用権設定申請を取り下げないことが、財産管理を怠る事実で違法となること
- (3) 被告千葉県水道局長、同千葉県企業庁長は、ハツ場ダム建設により、利水上の利益があるとして、上記負担をなしている。そして上記被告らは特ダム法7条によりダム使用権設定予定者の地位を取得している。

ところで、訴状請求の原因第3項(1)、(2)、(4)、(5)、同第5項(1)で原告が主張しているとおり、千葉県において高い費用を出してハツ場ダムから水利権を確保する必要性はない。すなわち、利水上の利益が存しない。(利水上全く利益がないことは、後に詳細に主張する)

被告千葉県水道局長らは、公営企業の管理として、地方公営企業法3条、同法17条の2に基づいて、ハツ場ダムによる水利権を開発して都市用水の水源を確保する必要がない以上、経費上の観点から、上記負担に対し各支出を行うことは、違法である。又、被告千葉県水道局長らは、地方財政法4条、同法3条、同法8条を遵守する義務があり、利水上の必要がないのに各負担に対し、支出(支出命令)をすることは違法となる。

令) をすることは違法となる。

そして、被告らが利水上不必要となったダム使用権設定予定者の地位を取り下げず、いたずらに上記各負担に対し、支出を続けることは、財産管理を怠る違法事由となる。

4 その他の求訟明事項について

- (1) 請求の趣旨4ないし6の請求は、地方自治法242条の2第1項4号前段の請求で間違いない。
- (2) これらの請求は、知事ら各職にあった者を同条にいう「当該職員」として請求するものである。
- (3) またこの場合の財務会計上の行為は、「公金の支出」である。
- (4) 公金の支出内容等の損害額の根拠は以下のとおりである。なお以下の金額は、甲1号証の「千葉県職員措置請求の監査結果について（通知）」に添付された別紙の14ページないし15ページに記載されているものである。

① 知事について（河川法第63条に基づく治水分担金）

平成15年12月10日	1億6610万2800円
平成16年 3月10日	3億1172万7000円
平成16年 9月10日	5億4491万8000円
合計	10億2274万7800円

② 水道局長について

i) 特ダム法7条に基づく利水分担

平成15年12月11日	1億0456万9000円
平成16年 2月27日	1億4378万3000円
平成16年 3月31日	2842万5000円
平成16年 6月30日	1億9576万7000円
平成16年 8月31日	1億6314万0000円

(小計) 6億3568万4000円

ii) 水源地域対策特別措置法(水特法) 12条に基づく事業費関係

平成15年 9月30日 3468万9000円

平成16年 1月30日 3888万9232円

(小計) 7357万8232円

iii) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金(基金)の事業費関係

平成15年12月19日 584万0490円

平成16年 3月30日 -1万2692円

平成16年 7月16日 1058万0912円

(小計) 1640万8710円

iv) 以上合計 7億2567万0942円

③ 企業庁長について

i.) 特ダム法7条に基づく利水分負担

平成15年12月10日 2228万3000円

平成16年 2月27日 3063万8000円

平成16年 3月31日 602万9000円

平成16年 6月30日 4121万5000円

平成16年 8月31日 3434万6000円

(小計) 1億3451万1000円

ii) 水特法12条に基づく事業費関係

平成15年 9月30日 735万7000円

平成16年 1月30日 824万8071円

(小計) 1560万5071円

iii) 基金の事業費関係

平成15年12月19日 123万3843円

平成16年 3月30日 -2683円

平成16年 7月15日	223万6022円
(小計)	346万7182円
iv) 以上合計	1億5358万3253円

以上